

毎日の衛生点検表

サロン名： _____ 衛生管理責任者： _____ 年 _____ 月 _____

できた日に印を付けます。当てはまらない項目（排水溝が無い など）は、線を引いて消してください。

点検すること	指針	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
施設を清掃した（1日1回以上）	第4の1(1)																															
排水溝を清掃した（1日1回以上）	第4の1(2)																															
手洗い設備に石けん・消毒液がある	第4の1(9)																															
器具の洗い場が清潔	第4の1(10)																															
消毒済みの器具を、使用済みと分けて保管している	第4の1(13)																															
従業員の健康状態を確認した	第5の1																															
採光・照明・換気は十分	第5の4																															
消毒液は適正な濃度で、清潔に管理している	第5の17																															
救急処置に必要な医薬品・衛生材料がある	第5の19																															
廃棄物をふた付きの専用容器に入れた	第5の22																															
便所が清潔（定期的に殺虫・消毒）	第4の1(15)																															
紫外線消毒器の灯と反射板を清掃した（定期）	第4の1(12)・ 第6の3(2)エ(注)3																															
確認した人（印）																																

出典：厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」（平成22年9月15日 健発0915第4号）。「指針」の列と、（第～）は指針の項目番号です。

器具の消毒方法 早見表

消毒の前に、家庭用洗剤をつけたスポンジ等で器具の表面をこすり、十分な流水（10秒間以上、1リットル以上）で洗います（第6の3(1)）。消毒液に浸す前に水気を取ります。
血液が付いている器具（その疑いのあるものを含む）は、ア 煮沸消毒器による消毒、イのうち消毒用エタノール中に10分間以上浸す方法、ウのうち0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度1000ppm）中に10分間以上浸す方法、のいずれかによります（第6の1・第6の3(2)）。

方法	条件（指針の原文）	注意（指針の注から）
ア 煮沸消毒器	沸騰してから2分間以上煮沸すること。	陶磁器・金属・繊維製に適する。合成樹脂製の一部は加熱で変形する。水量を適量に保つ。
イ エタノール	消毒用エタノール(76.9v／v％～81.4v／v％エタノール液)中に10分間以上浸す、若しくは、消毒用エタノールを含ませた綿若しくはガーゼで器具表面をふくこと。	消毒液は、蒸発・汚れの程度等により、7日以内に取り替える。
ウ 次亜塩素酸ナトリウム	0.01％～0.1％次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度100～1000ppm)中に10分間以上浸すこと。	金属器具・動物性繊維製品は腐食するので、必要以上に長時間浸さない。消毒液は使用するたびに取り替える。ゴム手袋等で直接皮膚に触れない。
エ 紫外線照射	紫外線消毒器内の紫外線灯で、85μW／cm2以上の紫外線を連続して20分間以上照射すること。	汚れを十分に除き、直接照射される状態に収納する。複雑な形の器具には適さない。灯と反射板を定期的に清掃。2000～3000時間の照射で出力が低下するので灯を取り替える。
オ 蒸気消毒	器内が80℃を超えてから10分間以上湿熱に触れさせること(温度計により器内の最上部の温度を確認すること。)。	ガラス・陶磁器・金属・繊維製に適する。合成樹脂製の一部は変形する。積み重ねたタオル等の最上部に湿熱が十分触れないことがある。器内底の水量を適量に保つ。
カ 逆性石ケン液	0.1％～0.2％逆性石ケン(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)中に10分間以上浸すこと。	石ケン・洗剤で洗ったものは十分水洗いしてから。消毒液は毎日取り替える。
キ グルコン酸クロルヘキシジン	0.05％グルコン酸クロルヘキシジン液中に10分間以上浸すこと。	消毒液は毎日取り替える。
ク 両性界面活性剤	0.1％～0.2％両性界面活性剤液(塩化アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩化アルキルジアミノエチルグリシン)中に10分間以上浸すこと。	消毒液は毎日取り替える。

消毒のあとは流水で洗浄し、よく拭きます（第6の3(3)）。
出典：厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」（平成22年9月15日 健発0915第4号）。「指針」の列と、（第～）は指針の項目番号です。

お客様1人ごとの手順

	すること	指針
施術の前		
☐	施術者の手指を消毒する。血液、体液等に触れ、目に見える汚れがある場合、あるいは、速乾性擦式消毒薬が使用できない場合は、流水と石けんで少なくとも15秒間洗う。それ以外は速乾性擦式消毒薬を乾燥するまで擦り込む	第6の6(1)
☐	お客様の手指も、同じ方法で消毒する	第6の6(2)
☐	皮膚に接する器具は、消毒した清潔なものを使う	第5の10
☐	皮膚に接する布片は、清潔なものに取り替える	第5の12
施術のあと		
☐	使った器具を、血液が付いているもの（その疑いのあるものを含む）と、付いている疑いのないものに分ける	第6の1
☐	器具を洗剤でこすり、流水で洗う（10秒間以上、1リットル以上）→ 早見表の方法で消毒 → 流水で洗ってよく拭く	第6の3
☐	使った布片は、血液が付いていれば次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒。それ以外は洗剤等で温湯洗浄が望ましい	第5の13
☐	皮膚に接しない器具でも、お客様ごとに汚れるものは取り替えるか洗う	第5の23
☐	出た廃棄物は、お客様ごとに処理する	第5の21
☐	施術者の手指を洗う（必要に応じて消毒する）	第5の7

感染症もしくはその疑いのある方・皮膚疾患のある方を扱ったときは、施術終了後、手指や使った器具等の消毒を厳重に行います（第5の24）。

出典：厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」（平成22年9月15日 健発0915第4号）。「指針」の列と、（第～）は指針の項目番号です。